

# 茨城県北芸術祭ダイジェストツアー

【運行期間】	2016/9/17~11/20 (芸術祭会期中の土・日・祝日の運行)	【参加料金】(各コース共通)	
		大人(パスポート付)	5,000円
【運行概要】	・添乗員同行、昼食(お弁当)付 ・最少催行人員1名(定員40名) ※途中下車も可能です。(予めお申し出下さい。)	小学生・中学生	4,000円
		大人(パスポート無)	4,000円
【お申込み】	近畿日本ツーリスト(株)水戸支店 ☎029-225-1015 (受付時間:月~金 9:30~17:30) 申込専用URL: <a href="http://tabihatsu.jp/kenpoku-art-2016/">http://tabihatsu.jp/kenpoku-art-2016/</a> ※未就学児 無料(ただし、座席・昼食のご用意はありません。)		

### じっくり山コース

◎集合場所:水戸駅 南口

- 9:30 水戸駅南口
- 10:15 石沢地区空き店舗
- 11:10 旧美和中学校  
落合陽一
- 12:30 旧家和楽青少年の家  
ザドック・ベン = デイヴィッド  
(車中にてお弁当)
- 13:30 常陸大子駅前商店街
- 14:40 旧上岡小学校
- 15:30 袋田の滝
- 17:15 道の駅常陸大宮かわプラザ
- 19:00 水戸駅

### ときめき海と山コース

◎集合場所:日立駅(改札前)

- 10:00 日立駅
- 10:30 御岩神社
- 12:00 水府地区松平町休耕地
- 12:40 旧常陸太田市自然休養村管理センター  
(里山ホテル ときわ路にて昼食) BCL
- 14:00 鯨ヶ丘地域  
原高史
- 15:40 常陸多賀駅前商店街
- 16:50 日立シビックセンター  
※日立シビックセンター到着後解散となります。(各自にて見学)  
※17:00より日立シビックセンター天球劇場にて映像作品の上映があります。

### きらめき海コース

◎集合場所:日立駅(改札前)

- 10:00 日立駅
- 10:10 日立市郷土博物館
- 10:50 御岩神社
- 12:30 高戸海岸  
(車中にてお弁当) イリヤ&エミリア・カバコフ
- 13:20 穂積家住宅
- 14:20 茨城県天心記念五浦美術館  
チームラボ
- 15:20 六角堂
- 16:50 日立シビックセンター  
※日立シビックセンター到着後解散となります。(各自にて見学)  
※17:00より日立シビックセンター天球劇場にて映像作品の上映があります。

### 【コース概要】

- 運行日:9/17(土)・9/18(日)・9/19(祝)・9/22(祝)・9/24(土)・9/25(日)・10/1(土)・10/2(日)・10/8(土)・10/9(日)・10/10(祝)・10/15(土)・10/16(日)・10/22(土)・10/23(日)・10/29(土)・10/30(日)・11/3(祝)・11/5(土)・11/6(日)・11/12(土)・11/13(日)・11/19(土)・11/20(日)
- 専用サイト、お電話にてお申し込みください。当日座席に空きがある場合に限り、集合場所にて申し込みを受け付けます。
- 添乗員はじっくり山コースは水戸駅から水戸駅まで、ときめき海と山コース・きらめき海コースは日立駅から日立シビックセンターまでとなります。
- 出発駅以外からの途中参加はできません。途中下車は可能ですが予めお申し出ください。
- 行程の時間は当日の交通事情等により変更になる場合がございます。

# 茨城県北芸術祭ダイジェストツアー

## 山 奥久慈清流エリア 【常陸大宮市】【大子町】

芸術祭の「山」側の展示地域。豊かな森と清流のあいだには明治～昭和期の建物が残る町もある。和紙や漆などの工芸も盛んでギャラリーもあり、都会では体験できない緩やかな時間のなかで、アートや食が楽しめる。

## 山 常陸太田鯨ヶ丘エリア 【常陸太田市】

徳川光圀公ゆかりの地である常陸太田の鯨ヶ丘地区は、レトロな街並みが残る商店街に、カフェや雑貨店、ギャラリーなども点在。足を伸ばせば里山の風景が広がり、自然の中で体験できるアートも展開される。



## 海 五浦・高萩海浜エリア 【茨城市】【高萩市】

芸術祭の「海」側を象徴する展示地域。青い海と白砂の浜が美しい海岸地帯が広がる。日本近代美術の祖・岡倉天心ゆかりの六角堂、豪農の旧宅である穂積家住宅など、歴史と文化の薫る地でもある。

## 海 日立駅周辺エリア 【日立市】

日立鉱山や大煙突に象徴される日本の近代産業の礎の地。地域の賑わいを創った商店街は、今も人々の暮らしを支えている。玄関口である日立駅は世界で活躍する妹島和世のデザイン監修。

### お申し込み方法

- ①専用アドレス <http://tabihatsu.jp/kenpoku-art-2016/> またはお電話にてお申し込みください。
- ②お申込み後、予約確認書をお送りします。

旅行企画実施（お申込み・お問い合わせ）※お電話での受付になります。



JATA正会員 観光庁長官登録旅行業第1944号

## 近畿日本ツーリスト 水戸支店 TEL.029-225-1015

〒310-0015 水戸市宮町2-4-33 月～金曜日営業 9:30～17:30(土・日・祝は休み) 担当/川上、遠藤 総合旅行業務取扱管理者/佐々木尚央、西原敬

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応が出来ませんので翌営業日の受付となります。※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご連絡ください。上記の旅行業務取扱管理者にご相談ください。

### ご旅行条件書(国内旅行)

- お申し込み (1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2)が揃った時点で正式なお申込みとなります。)\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「道料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。(3)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)(3a).旅行開始日より75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内で対応いたします。なお、お客様の事前のお申し出に基づき、当社がお客様の安全のために適切な措置に要する費用はお客様の負担とします。(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとします。成立日は当社が申込金を受理した日とします。(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様の旅行条件
  - ①当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由等で受けできない場合もあります。
  - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等をご入力ください。
  - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
  - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
- 旅行代金・追加旅行代金 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金をいいます。
- 確定日経表 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日経表は、ご出発の前日までに交付いたします。ただし、出発の7日前以降にお申し込みの場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日より前でもお申し込みいただければ手配状況についてご説明いたします。
- 旅行契約内容・代金の変更 (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお知らせいたします。(2)奇数人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けるとして旅行において、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けられるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けられます。
- 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除) お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。
 

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消……	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までまでの取消……	旅行代金の30%
旅行開始日の前日……	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)……	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合……	旅行代金全額
- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除) 下記の場合、取消料はいただきません。(一部例外)
  - ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
  - ②旅行代金が増額された場合。
  - ③当社が確定日経表を表記の日までに交付しない場合。
  - ④当社の責任を帰すべき事由により、当初の旅行日程通の実施が不可能となったとき。
  - 当社による旅行契約の解除 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
    - ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
    - ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
    - ③申込条件の不適合
    - ④病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
  - 当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、またこのような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき、
  - 特別補償 当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかける損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」といいたしません。
  - 旅行保証 旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは記載の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
  - お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

- お客様の交替 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
- 事故等のお申し出について 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなる次第でご通知ください。)
- 個人情報の取扱いについて (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社およびご旅行をお申し込んだ受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携する団体(企業(イベント主催会社等を含む))に提供いたします。(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきます。上記のほか当社個人情報を取り扱うに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。
- 募集企画企画旅行契約約款について この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集企画企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款を希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。旅行条件は、2016年7月25日を基準としております。